

★
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の
特例に関する条例（条例第一号）（経営企画チーム）

一 制定の要旨

これまでのスポーツの振興に加え、東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる地域づくりを一体的に推進していく必要があることから、教育委員会の職務権限のうち、スポーツに関する事務（学校における体育に関するることを除く。）を知事に管理及び執行させるため、この条例を制定した。

二 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

2 経過措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の施行前に広島県教育委員会がした処分等又は広島県教育委員会に対してされた申請等について、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県スポーツ推進審議会条例（条例第二号）（経営企画チーム）

一 制定の要旨

新たにスポーツに関する事務（学校における体育に関するることを除く。）を知事に管理及び執行させることに伴い、スポーツ基本法第三十一条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、広島県スポーツ推進審議会を設置した。

二 条例の内容

1 組織

- (一) 委員の定数 二十人以内
- (二) 委員の任命 学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。
- (三) 委員の任期 二年

2 専門委員

審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 会長

会長の選任方法及びその職務を定める。

4 会議

会議の招集など審議会の運営について定める。

5 その他

その他審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

三 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

2 経過措置

- (一) 広島県スポーツ推進審議会条例の施行の際に広島県生涯学習審議会スポーツ推進分科会の委員に任命されている者は、広島県スポーツ推進審議会の委員とみなす経過措置を設けた。
- (二) 広島県スポーツ推進審議会条例の施行の際に広島県生涯学習審議会において審議調査している事項（スポーツの推進に関する重要事項に限る。）については、広島県スポーツ推進審議会が引き続いて調査審議を行うものとする経過措置を設けた。

★ 広島県国民健康保険運営協議会条例（条例第三号）（医療介護保険課）

一 制定の理由

国民健康保険法の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会に關し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 委員

(一) 委員の定数

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- (3) 公益を代表する委員 四人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

(二) 委員の任命

委員は、知事が任命することとした。

2 その他

その他広島県国民健康保険運営協議会に關し必要な事項は、知事が定めることとした。

三 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるのこととした。

★ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例（条例第四号）（地域福祉課）

一 制定の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法の一部が改正され、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本方針

- (一) 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- (二) 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。
- (三) 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 人員に関する基準

介護医療院が有しなければならない従業者の員数は、厚生労働省令によるもののか、次のとおりとする。

- (一) 薬剤師 常勤換算方法で、主として長期にわたり療養が必要であるものであつて、重篤な身体疾患有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるための療養床（以下「I型療養床」という。）の利用者（以下「I型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、I型療養床以外の療養床（以下「II型療養床」という。）の利用者（以下「II型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上
- (二) 看護職員 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- (三) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上
- (四) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (五) 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上
- (六) 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- (七) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (八) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数

3 施設及び設備に関する基準

(一) 施設

(1) 介護医療院が有しなければならない施設は、厚生労働省令によるもののほか、

談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室とする。

(2) 介護医療院の施設の基準は、厚生労働省令で定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 談話室 入所者相互又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

イ 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

ウ 浴室

(ア) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(イ) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

エ レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

オ 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

カ 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

構造設備の基準

(1) 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

ア 介護医療院の建物は、耐火建築物とすること。

イ 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

ウ 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。

エ 階段には、手すりを設けること。

オ 廊下の構造は、次のとおりとすること。

(ア) 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(イ) 手すりを設けること。

(ウ) 常夜灯を設けること。

カ 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

キ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

ク その他規則で定める基準を満たすこと。

運営に関する基準

(一) 内容及び手続の説明及び同意

介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要な事項について文書等を交付して説明し、その開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(二) 提供拒否の禁止

介護医療院の開設者は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(三) 介護医療院サービスの取扱方針

(1) 介護医療院の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当かつ適切に行わなければならぬ。

(2) 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

(3) 介護医療院の開設者は、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

(四) 診療の方針

介護医療院における医師の診療の方針は、次に掲げるとこによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。

(2) 診療に当たっては、入所者の心身の状況を観察し、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行う。

(5) 特殊な療法、新しい療法等は、別に定めるものほか行つてはならない。

(6) 別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(五) 看護及び医学的管理の下における介護

介護医療院の開設者は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(六) 管理者による管理及びその責務

介護医療院の管理者は、当該介護医療院の職務に従事する常勤の者とし、従業者の管理及び業務の実施状況の把握等を一元的に行わなければならない。

(七) 運営規程

介護医療院の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、入所定員、利用料等の額、非常災害対策など、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(八) 勤務体制の確保等

- (1) 介護医療院の開設者は、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
- (2) 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。

(九) 秘密保持等

- 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(十) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- 介護医療院の開設者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者が要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならず、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(十一) 苦情処理

- (1) 介護医療院の開設者は、入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 介護医療院の開設者は、市町村等が行う調査等に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

(一) 基本方針

- (1) ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的の管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- (2) ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(二) 従業員の員数

2に同じ。

(三) 施設及び設備に関する基準

- (1) ユニット型介護医療院が有しなければならない施設は、厚生労働省令で定める

もののほか、ユニット、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室とする。

(2)

ユニット型介護医療院の施設の基準は、厚生労働省令で定めるもののほか、次のとおりとする。

ア ユニット（厚生労働省令で定める療養室を除く。）

(ア) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する」と。

b 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(イ) 洗面設備

a 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ウ) 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

イ 浴室

(ア) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(イ) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次のとおりとする。

ア ユニット型介護医療院の建物は、耐火建築物とすること。

イ 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

ウ 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。

エ 階段には、手すりを設けること。

オ 廊下の構造は、次のとおりとすること。

(ア) 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

(イ) 手すりを設けること。

(ウ) 常夜灯を設けること。

カ 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

キ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

ク その他規則で定める基準を満たすこと。

(四) 運営に関する基準

(1) ユニット型介護医療院におけるサービスの取扱方針

ア ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして介護医療院サービスを行わなければならない。

イ ユニット型介護医療院の開設者は、入居者のプライバシーの確保に配慮して介護医療院サービスを行わなければならない。

ウ ユニット型介護医療院の従業者は、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

エ ユニット型介護医療院の開設者は、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) 看護及び医学的管理の下における介護

ユニット型介護医療院の開設者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術を持つて看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

(3) 運営規程

ユニット型介護医療院の開設者は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員、利用料等の額、非常災害対策など、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(4) 勤務体制の確保等

ア ユニット型介護医療院の開設者は、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

イ ユニット型介護医療院の開設者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定めるところにより職員配置を行わなければならない。

(ア) 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(イ) 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(ウ) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

ウ ユニット型介護医療院の開設者は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。

三

施行期日

平成三十年四月一日

★ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五号）（人事課）

一 改正の理由

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに伴い、職員の退職手当の支給水準を、国家公務員に準じて引き下げるための改正を行つた。

二 改正の内容

職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を、百分の八十七から百分の八十三・七に改定した。

三 施行期日

平成三十年四月一日

★

特別職の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）（人事課）

一 改正の理由

一般職の退職手当の見直し等を勘案し、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員の退職手当について、それぞれの支給率を引き下げるため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

退職の日における給料月額に在職月数を乗じて得た額に乘じる支給率を次のとおり改めた。

| 区分 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------|-----------|-----------|
| 知事 | 一〇〇〇分の五五三 | 一〇〇〇分の五三四 |
| 副知事 | 一〇〇〇分の三九九 | 一〇〇〇分の三八五 |
| 教育長及び病院事業の管理者 | 一〇〇〇分の二五五 | 一〇〇〇分の二四六 |
| 常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員 | 一〇〇〇分の一二七 | 一〇〇〇分の一三一 |

三 施行期日

平成三十年四月一日

★

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加した。

| 執行機関 | 事務 |
|------|---|
| 知事 | 広島県内の私立中学校等の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの |

三 施行期日

平成三十年三月二十日

平成三十年三月二十日



★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第八号）（財政課）

一 改正の要旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う危険物取扱者免状の交付手数料等の金額の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行つた。

| 条 例 | 手 数 料 等 の 改 正 内 容 |
|---|---|
| 広島県手数料条例 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う危険物取扱者免状の交付手数料等の金額の改正 |
| スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスクに複写した少額領収書等の写しに係る交付手数料等の新設 | スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスクに複写した少額領収書等の写しに係る交付手数料等の新設 |
| 建築基準法の改正に伴う用途地域等における建設等の許可申請手数料の改正 | 建築基準法の改正に伴う用途地域等における建設等の許可申請手数料の新設 |
| 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う容器検査手数料等の金額の改正 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う容器検査手数料等の金額の改正 |
| 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う充てん設備の変更許可申請手数料の金額の改正 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う充てん設備の変更許可申請手数料の金額の改正 |
| 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う砂利採取計画の認可申請手数料及び砂利採取計画の変更認可申請手数料の金額の改正 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う砂利採取計画の認可申請手数料及び砂利採取計画の変更認可申請手数料の金額の改正 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料等の新設 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料等の新設 |
| 介護保険法の改正に伴う介護医療院開設許可等手数料の新設及び指定居宅介護支援事業者指定手数料等の廃止 | 介護保険法の改正に伴う介護医療院開設許可等手数料の新設及び指定居宅介護支援事業者指定手数料等の廃止 |

| | | | | |
|--------------|---------------------------------|---|---|--|
| | | | | |
| 広島県警察関係手数料条例 | 県立学校の授業料等に関する条例 | 広島県工業用水道条例 県立病院使用料及び手数料条例 | 行政財産の使用料に関する条例 | 人件費単価の上昇に伴う長期優良住宅の普及の促進に関する法律の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の改正 |
| 手数料の金額の改正等 | 道路交通法施行令の改正等に伴う運転免許試験手数料の金額の改正等 | 契約水量の減少及び施設の改良事業に伴う経費の増大等に対応するための沿田川工業用水道の料金の料率の改定 新たな遺伝子診療に関する相談並びに検査及び予防的処置に対応するための相談料及び技術料の上限額の新設 | 広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料の改正に伴う地下埋設物件に係る行政財産の使用料の改正 土壤汚染対策法の改正に伴う汚染土壤処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料等の新設 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う破碎業の事業範囲の変更許可申請手数料の金額の改正 |

二 施行期日

- | | | |
|---|-----------------------------|-----------|
| 1 | 2及び3以外の改正 | 平成三十年四月一日 |
| 2 | 広島県手数料条例の改正のうち消防法に関する手数料の改正 | 平成三十年五月一日 |
| 3 | 三の改正 平成三十年三月二十日 | |

三 経過措置

広島県手数料条例の改正のうち、介護医療院の開設の許可の申請に係る手数料について、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第九号）（
税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、犯則事件の調査及び処分に関する規定を追加するなど、必要な規定の整備を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 地方税の犯則調査手続における地方団体の長の権限のうち、県税事務所が管轄する部分を、県税事務所長に委任した。

(二) 引用条項の整理を行つた。

2 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正

産業廃棄物埋立税を、犯則調査手続における間接地方税の一つとして条例で指定した。

二 施行期日

1 2以外の改正 平成三十年四月一日
2 一(二)の改正 平成三十年三月二十日

★ 幡島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第十号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

幡島県食肉衛生検査所のと畜検査業務の廃止に伴い、同所を幡島県三次庁舎に移転させること、位置を次のとおり変更する改正を行つた。

| 移 転 先 | 現 在 地 |
|------------|--------|
| 三次市十日市東四丁目 | 三次市栗屋町 |

二 施行期日

平成三十年六月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十一号）

（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

| 事務 | 対象市町 |
|--|---------|
| 一 医療法に基づく事務のうち、医療法人が開設する介護医療院の管理者たる理事の選任の免除の認可 | 広島市及び呉市 |
| 二 老人福祉法に基づく事務のうち、有料老人ホームの事業の制限及び停止の命令等 | 三次市 |
| 三 介護保険法に基づく事務のうち、介護医療院の開設の許可等 | 三次市 |

2 市町が処理する事務から削除したもの

| 事務 | 対象市町 |
|--|---------|
| 一 医療法に基づく事務のうち、医師の宿直の免除の許可 | 呉市及び福山市 |
| 二 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、高圧ガスの製造許可等 | 広島市 |
| 三 介護保険法に基づく事務のうち、居宅介護支援事業者の指定等 | 三次市 |
| 四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務のうち、幼稚園又は保育所等に係る認定等 | 広島市 |

- 3 その他必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（環境県民局）

一 改正の要旨

地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（医務課）

一 改正の理由

医療法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

- 1 既存の病床数の補正の基準のうち、集中強化治療室等特定の治療室の病床を既存の病床数に算定することとした。
- 2 百人以上の患者を入院させるための施設及び精神病床を有する病院（特定の診療科を有するものに限る。）について、看護師等病院の人員の基準についての規定を新設した。
- 3 その他必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

平成三十年四月一日。ただし、二二及び三については、平成三十年三月二十日

★ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

1 旅館業法施行令の一部が改正され、旅館・ホテル営業の許可に係る施設の構造設備の基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるなど必要な改正を行った。

2 国における旅館業規制の見直しを踏まえ、簡易宿所営業及び下宿営業の許可に係る施設の構造設備の基準を緩和するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年六月十五日

★ 広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（医療介護保険課）

一 改正の理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、広島県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理及び処分に関する必要な規定の整備を行つた。

二 改正の内容

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴う国民健康保険事業費特別会計の設置等に伴い、基金の管理に関する必要な規定の整備を行つた。
- 2 国民健康保険法等の一部改正に伴い、基金の貸付事業及び交付事業等に関する事項を定めるなど、基金の処分に関する必要な規定の整備を行つた。

三 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるのこととした。

3 処分の特例

基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、国民健康保険法の規定により県内の市町に対する同法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に、その一部を処分することができるのこととした。



老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例（条例第十六号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等及び介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を講ずることなどが規定されたことを踏まえ、次のとおり関係条例の規定を整備した。

| 条 例 名 | 改 正 の 内 容 |
|--|--|
| 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |
| 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置及び入所者の医療ニーズへの対応策を定めることを義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |
| 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |
| 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |
| 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |
| 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置を義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |

二 施行期日

平成三十年四月一日

★

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（地域福祉課）

一 改正の理由

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備した。

二 改正の内容

1 共生型サービスの基準に関する規程の整備

(一) 指定居宅サービス事業のうち、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護について、新たに共生型居宅サービスの基準を定めることとした。

(二) 指定介護予防サービス事業のうち、介護予防短期入所生活介護について、新たに共生型介護予防サービスの基準を定めることとした。

2 指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者の連携強化

指定訪問介護事業者が、居宅介護支援事業者に対して、利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うなど、密接な連携をとることとした。

3 福祉用具に関する情報の提供

(一) 指定福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業者に対して、利用者に福祉用具の全国平均貸与価格の情報の提供を行うことを義務付けることとした。

(二) 指定福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業者に対して、福祉用具貸与の提供に当たって、利用者に同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供することを義務付けることとした。

4 身体的拘束等の適正化のための措置

指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に対し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催することなど、身体的拘束等のさらなる適正化を図るために措置を義務付けることとした。

5 その他必要な規定の整理

三 施行期日

平成三十年四月一日。ただし、二(3)については、平成三十年十月一日



児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する

条例（条例第十八号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ること及び障害者の望む地域生活の支援を行うことを目的として、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備するため、必要な改正を行った。

| 条 例 名 | 改 正 の 内 容 |
|---|---|
| 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を定める条例 | 居宅訪問型児童発達支援、共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスを提供する事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定めること及び児童発達支援を提供する事業所に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を児童指導員又は保育士とすることを事業者に義務付けることなどに伴う関係規定の整備 |
| 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 福祉型障害児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置くべき職員を看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）とすることに伴う関係規定の整備 |
| 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 指定福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設の人員に関する基準等を満たすこと等をもつて指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準等を満たすものとみなす規定を削除することなどに伴う関係規定の整備 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 自立生活援助、就労定着支援、日中サービス支援型指定共同生活援助、共生型居住介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）を提供する事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定めることなどに伴う関係規定の整備 |
| 指定障害者支援施設が指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準等を満たすこと等をもつて指定障害者支援施設の人 | |

| | | | |
|------------------------------------|---|---|---|
| 並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 員に関する基準等を満たすものとみなす規定を削除することなどに伴う関係規定の整備 |
| 二 施行期日 平成三十年四月一日 | 引用条項の整理 | 就労移行支援の事業を提供する事業者に対する、通勤のための訓練を義務付けることなどに伴う関係規定の整理 | |

★ 県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（農業基盤課）

一 改正の理由

土地改良法の一部改正に伴い、農地中間管理機構に関する新たな制度が創設され、当該制度に係る特別徴収金の徴収に必要な規定を整備するなどの改正を行つた。

二 改正の内容

- 1 題名を「県営土地改良事業分担金等徴収条例」とした。
- 2 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担を求めずに基盤整備事業を実施できる制度において、工事着手前の事業計画公告の日以降に中間管理権の解除をした場合や当該農地を目的外用途に供した場合等には、特別徴収金を徴収することとした。
- 3 その他必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（都市計画課）

一 改正の理由

屋外広告物の安全対策の強化等を図るなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 安全対策の強化

(一) 管理義務の明確化

屋外広告物の所有者等は、広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないよう
にするとともに、良好な状態を保持しなければならないこととする。

(二) 管理者の設置等

屋外広告物を表示する者等は、一定規模以上の屋外広告物については、管理者を
置かなければならぬこととする。また、管理者は一定の資格を有する者でなけれ
ばならないこととする。

(三) 管理者による安全点検の義務化

一定規模以上の屋外広告物については、管理者による定期的な安全点検を実施し
なければならないこととする。

2 屋外広告物の表示等が規制される許可地域及び禁止地域に新たに田園住居地域を指 定

3 その他必要な規定の整理

三 施行期日

平成三十一年十月一日。ただし、二二については、平成三十年四月一日



★
都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十一号）（都市計画課）

一 改正の要旨

都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市計画法の一部が改正され、用途地域に田園住居地域が新たに設けられたことに伴い、必要な改正を行った。

| 条例名 | 改正の内容 |
|--------------------------------|--|
| 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例 | 引用条項の整理 |
| 広島県自然環境保全条例 | |
| 広島県建築基準法施行条例 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 | 日影による中高層の建築物への高さの制限に係る対象区域として指定する区域に田園住居地域を追加 |
| 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例 | 風俗営業の許可に係る営業所の設置が制限される地域、風俗営業者等がその営業を営む場合における騒音及び振動の規制が行われる地域並びに深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域に田園住居地域を追加 |
| 風俗案内業の禁止地域に田園住居地域を追加 | |

二 施行期日

平成三十年四月一日



★
都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する
条例（条例第二十二号）（下水道公園課）

一 改正の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、都市公園法施行令の一部が改正され、地方公共団体が設置する都市公園における運動施設の敷地面積の基準を当該地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

- 1 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を超えてはならないこととした。
- 2 その他必要な改正を行つた。

三 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（住
宅課）

一 改正の要旨

公営住宅法の一部が改正されたことを踏まえ、認知症である者等の収入申告義務を緩和するため、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（教育委員会）

会)

一 改正の要旨

本県における教員の働き方改革の一環として、人事委員会による職員の給与に関する報告も踏まえ、部活動指導業務に係る手当の支給要件を見直すため、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（教育委員会）

一 改正の要旨

備北地域において、中高一貫教育を受ける機会を選択できる環境を整えることを目的として、広島県立三次高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校を設置するため、必要な改正を行つた。

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|---------|
| 広島県立三次中学校 | 三次市南畠敷町 |

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（業務プロセス改革
課）

一 改正の要旨

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、必要な改正を行つた。

| 区分 | | 改 正 前 | 改 正 後 | 改正による増減 |
|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 県立高等学校等教職員 | 五、二七〇人 | 九、三七七人 | 九、三〇七人 | △七〇人 |
| 市町立学校県費負担教職員 | △三五人 | △三五人 | △七〇人 | |

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（教育委員会）

一 改正の要旨

勉学意欲のある高等学校等に在学する者の教育を受ける機会の拡充を目的として、修学奨学金の貸付けを受けるための要件から学習成績要件を撤廃するなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（教育委員会）

一 改正の要旨

勉学意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難となっている高等学校等に在学する者に対して進学に必要な経費の一部を給付する高等学校等奨学金給付事業の經理を広島県高等学校等奨学金特別会計において行うため、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★
広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例を廃止する条例（条例第二十九号）（医療介護
計画課）

一 廃止の要旨

国から医療施設耐震化臨時特例交付金及び地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の交付を受けて設置された広島県災害拠点病院等耐震化整備基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例を廃止した。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★
広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例（条例第三十号）（

医療介護保険課）

一 廃止の要旨

国民健康保険法の一部が改正され、都道府県調整交付金制度が廃止されたことに伴い、広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止した。

二 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

2 経過措置

平成二十九年度以前の年度の都道府県調整交付金については、なお従前の例によることとした。



介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例（条例第
三十一号）（地域福祉課）

一 廃止の要旨

介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が市町へ移譲されたことに伴い、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止した。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例（条例第三十二号）（林業課
）

一 廃止の要旨

国から森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を受けて設置された広島県森林整備加速化・林業再生基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止した。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県森林整備地域活動支援事業基金条例を廃止する条例（条例第三十三号）（林業課）

)

一 廃止の要旨

国から森林整備地域活動支援交付金の交付を受けて設置された広島県森林整備地域活動支援事業基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県森林整備地域活動支援事業基金条例を廃止した。

二 施行期日

平成三十年六月一日

★ 広島県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例（条例第三十四号）（農業基盤課）

課）

一 廃止の要旨

国営広島北部土地改良事業に係る負担金の徴収が終了したことに伴い、広島県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止した。

二 施行期日

平成三十年四月一日